

吸収合併に係る事後開示書面

(会社法第 801 条第 1 項及び会社法施行規則第 200 条に定める書面)

2021 年 4 月 1 日

日本ビストンリング株式会社

2021 年 4 月 1 日

吸収合併に係る事後開示事項

埼玉県さいたま市中央区本町東五丁目 12 番 10 号
日本ビストンリング株式会社
代表取締役社長 高 橋 輝 夫 ㊤

当社を吸収合併存続会社、株式会社日本リングサービス（本店：埼玉県さいたま市中央区本町東五丁目 12 番 10 号）および株式会社日ビスビジネスサービス（本店：埼玉県さいたま市中央区本町東五丁目 12 番 10 号）を吸収合併消滅会社とする吸収合併の効力が発生したので、会社法第 801 条第 1 項および会社法施行規則第 200 条の定めに従

日本ピストンリング株式会社
代表取締役社長
石川 功一
敬啓
貴社へ
拝啓
新年明けましておめでとうございます。
本年も貴社と弊社との関係がますます
発展することを願っております。
今後ともご指導ご鞭撻のほど、
よろしくお願い申し上げます。
此致
敬具
石川 功一

吸収合併に係る事前開示書面

(会社法794条1項および会社法施行規則第191条に定める書面)

2021年1月28日

日本ピストンリング株式会社

2021年1月28日

合併に係る事前開示事項

埼玉県さいたま市中央区本町東五丁目12番10号
日本ピストンリング株式会社
取締役社長 高橋 輝 夫

当社は、2021年1月28日付で当社と株式会社日本リングサービス（以下、「NRS」といいます。）、および株式会社日ピスビジネスサービス（以下、「NBS」といいます。）との間で締結した合併契約書に基づき、2021年4月1日を効力発生日として、当社を合併存続会社、NRS、NBSを合併消滅会社とする合併（以下、「本件吸収合併」といいます。）を行うことといたしました。



合併契約書

日本ピストンリング株式会社（以下、「甲」という）、株式会社日本リングサービス（以下、「乙」という）、および株式会社日ピスビジネスサービス（以下、「丙」という）は、次のとおり合併に関する契約書（以下、「本契約」という）を締結する。

第1

31日とする。

第7条（会社財産の管理等）

甲、乙および丙は、本契約締結後、効力発生日までの間において、それぞれ善良なる管理者の注意をもって、業務の執行および財産の管理、運営を行い、その資産、負債または権利義務に重大な影響を及ぼす行為については、事前に甲、乙および丙が協議の上、これを行う。

第8条（合併条件の変更、本契約の解除）

本契約締結後、効力発生日までの

第67期 附属明細書

自 2019 年 4 月 1日
至 2020 年 3 月 31日

埼玉県さいたま市中央区本町東5-12-10

株式会社 日本リングサービス

2020/3/31.

(単位：円)				
--------	--	--	--	--



原本に相違ありません

2021年4月1日

埼玉県さいたま市中央区本町東五丁目12番10号

日本ビストンリング株式会社

代表取締役 高橋 輝夫

